

支援の認定申請手順等について

支援の認定を希望する動物保護譲渡活動団体（活動家）は、市に書類を申請し審査を受けなければなりません。保護活動にお忙しいとは存じますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※市の譲渡登録団体(支援する年度、およびその前年度の登録団体)は申請手続きが免除されます。

支援希望団体は、まず、以下の要件を満たしているかご確認ください。

- ① さいたま市内に保護・譲渡活動の拠点があり、非営利である団体（個人）が対象です。（但し、市の譲渡登録団体は市内に拠点がなくとも可）
- ② 保護及び譲渡活動の際は「動物の愛護及び管理に関する法律」「さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例」その他関係法令を遵守していること。また、近隣住民の理解を得て活動を実施していること。
- ③ 犬猫等を適正に飼養し、施設は適正に飼養できる環境を有すること。
- ④ 譲渡する犬猫は健康で人に慣れている等譲渡の適正があること。また譲渡する犬猫等の病歴や特性等を新たな飼い主に説明し、その承諾を得ていること。
- ⑤ 犬猫等を譲渡する条件に、適正飼養、終生飼養及び健康と安全の保持、犬では狂犬病予防法に基づく登録及び予防注射の実施、猫では室内飼養及び不妊去勢手術の実施を課していること。

具体的な申請の流れについて

I 窓口申請

「譲渡活動支援認定申請書（様式1号）」に必要事項を記入の上、①～⑦の書類を添付してください。

また、⑧⑨の書類は申請時に窓口を持参ください。⑧⑨については、職員が窓口で確認後、（必要に応じてコピーをとり）その場でお返しします。

- ① 団体規約書 ② 団体役員名簿 ③ 団体活動概要書 ④ 主たる活動地域の場所を示すもの
- ⑤ 譲渡方法説明書 ⑥ 譲受希望者に提供する書類一式（譲渡条件説明書）
- ⑦ 譲受希望者から提出させる書類一式（誓約書等）
- ⑧ 犬猫等の飼養管理に関する手順書【職員閲覧】
- ⑨ 犬猫等の保護治療履歴に関する書類【職員閲覧】

II センターから通知等を送付

申請後、速やかに支援の可否を決定し、「譲渡活動支援可否決定通知書」を送付します。

またあわせて、支援可能と決定させていただいた団体等（支援認定団体等）には、「支援希望内容報告書（様式3号）」「譲渡会等実施計画書（様式4号）」「譲渡予定動物報告書（様式5号）」を送付します。

書類到着後、速やかに「支援希望内容報告書（様式3号）」をご返送（FAX可）ください。

また、譲渡会開催を希望する認定団体等は、実施予定日の1か月前までに「譲渡会等実施計画書（様式4号）」を、また予定日の1週間前までに「譲渡予定動物報告書（様式5号）」を提出してください。

Ⅲ 譲渡会（PR会）開催にあたって

譲渡会開催を希望する団体等には、細かな調整のため、度々連絡をさせていただきます。

開催にあたっての準備、注意事項、お願い事項等を記した書類をお渡ししますので、ご確認ください。

また、開催終了時に「譲渡実施報告書（様式6号）」をお渡しします。

Ⅳ 譲渡会（PR会）開催後

開催後速やかに、「譲渡実施報告書（様式6号）」を提出してください。

譲渡会開催以外の支援について

Ⅴ 譲渡会開催チラシの市の施設への配架を希望する場合

配架開始希望日の2週間前までに「譲渡会等実施計画書（様式4号）」と配架を希望するチラシの必要部数をセンターに提出してください。

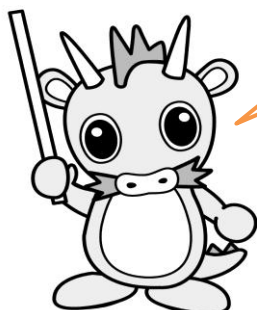
チラシには「後援 さいたま市」の標記が必要となります。

またチラシの配架先、及び必要部数の詳細は「譲渡会等実施計画書（様式4号）」をご覧ください。（1施設につき15枚の配架となります。また、公民館については拠点公民館（各区1か所）となります。）

Ⅵ 団体等のHPの紹介を希望される場合

動物愛護ふれあいセンタートップページに、団体等のHP（トップページに限ります）にリンクを貼る形での紹介となります。

提出していただいた「支援希望内容報告書（様式3号）」の希望開始日にあわせて、HPで公開いたします。（報告書の提出日と開始希望日の間が短い場合にはご希望に添えない場合もあります。）



手続きが煩雑で、ご迷惑をおかけします。
ご協力お願いいたします。

問合せ先

さいたま市動物愛護ふれあいセンター

さいたま市桜区神田950-1

TEL:048-840-4150 FAX:048-840-4159

E-MAIL:dobutsu-aigo@city.saitama.lg.jp